

岐阜県道路啓開計画  
道路啓開作業マニュアル（案）

平成30年3月

岐阜県 県土整備部 道路維持課

※本マニュアルは、「中部版くしの歯作戦 道路啓開作業マニュアル（案） 平成29年3月（国土交通省中部地方整備局道路部）」を参考にして作成した。

# 目次

---

1. 本マニュアルの概要.....	3
2. 道路啓開とは.....	4
3. 事前行動.....	5
3-1.事前行動の基本方針.....	5
3-2.事前行動基準.....	5
3-3.道路パトロール準備.....	6
3-4.委託証明書、身分証明書.....	6
3-5.作業担当区間と各種拠点.....	6
3-6.規制除外車両等の事前届出.....	7
4. 震後行動（道路啓開の実施）.....	8
4-1.参集.....	8
4-2.緊急点検、巡回の実施.....	11
4-3.道路啓開における資機材量の確認.....	15
4-4.道路啓開の方針の確認.....	16
4-5.人員・資機材の運搬.....	17
4-6.道路啓開の実施.....	17
4-7.放置車両の移動.....	24
4-8.規制除外車両等の届出.....	28
5. 巻末資料.....	30
5-1.関係法令.....	30
5-2.様式集.....	44

## 1. 本マニュアルの概要

東日本大震災では、負傷者の命を救い、被災者に緊急物資を届けるルートを確認するため、緊急通行車両が移動できるルートを切り啓く「道路啓開」（「くしの歯作戦」）を実行し、人命救助や緊急物資の輸送、復旧・復興に大きく貢献した。

東日本大震災の教訓より、中部地方幹線道路協議会「道路管理防災・震災対策検討分科会」にて、中部地方において近い将来発生が懸念されている東海・東南海・南海地震などの大規模地震に備え、救援・救護、緊急物資輸送のための道路啓開オペレーション計画をはじめ、被害の最小化を図る方策として、「中部版くしの歯作戦」を策定している。

「中部版くしの歯作戦」の実効性を向上させるためには、啓開作業を実施する建設業関係者の作業力・実行力が重要となる。建設業関係者向けに有効な内容で分かりやすい「道路啓開作業マニュアル（案）」として、連絡体制、役割分担、作業要領、必要な人員・資機材、記録方法等を具体化したものである。

上記のもと、以下の主旨で本マニュアルを策定する。

- 本マニュアルを使用する対象者は、主に大規模災害発生時において、実際に現場で活動を行う災害協定業者及びその他契約業者とする。
- 本マニュアルは、南海トラフ巨大地震等の大規模地震により広範囲で被害が発生した場合に備え、自らが考え行動するために、行っておくべき事前準備と、災害発生後からの対応手順を示すものである。
- 本マニュアルを参考に、事前準備（連絡体制、初動体制、様式の準備等）を行い、定期的に訓練を行うなど、自らの初動の確認や体制構築に資する取り組みを行っていくものである。
- 災害対応の方法は、実際の被害状況に応じて異なることから、本マニュアルを基本としつつも、状況に応じて臨機応変の対応が必要となることに留意が必要である。
- 本マニュアルは、実際の災害対応や実働訓練等を通じて得られる課題を踏まえ、今後とも必要に応じて改善を図る。

## 2. 道路啓開とは

大規模地震時には、沿道建物の倒壊や、津波によるがれきの堆積、道路の流出・水没、放置車両、橋梁段差の発生、盛土・斜面の崩壊等により道路が閉塞され、円滑な救援・救護活動が阻害される可能性がある。

道路啓開とは、道路を閉塞する要因を取り除き、緊急車両等が通行可能となるルートを確認するための活動である。大規模災害時には、応急復旧実施前に救命・救援のためのルートを確認する道路啓開が重要となる。

陸・空のあらゆる方面からの迅速な進出ルートを確認(総合啓開)するため、空路とも連携し道路啓開を進める。

地震・津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するため、「道路啓開」を最優先に行う。救命・救急等の目標は、3日以内に被害の甚大なエリアを中心に人命救助のための救援・救護ルートを、7日以内に被害地域全域において、防災拠点等を連絡する緊急物資輸送ルートを確認する。



図 2-1 道路啓開のイメージ

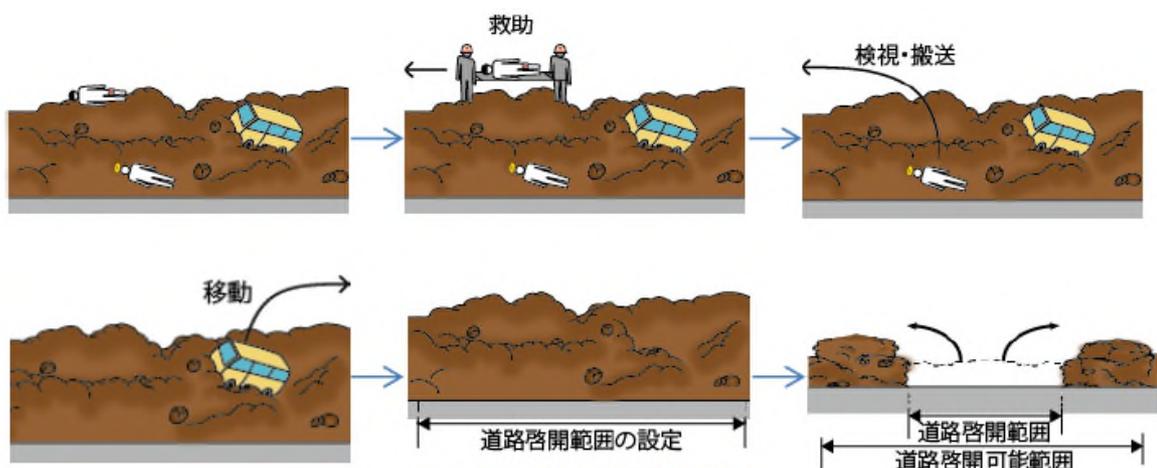


図 2-2 がれき撤去の手順

### 3. 事前行動

#### 3-1. 事前行動の基本方針

民間事業者（災害協定業者）は、あらかじめ道路管理者と協定を締結し、発災時に参集場所や連絡方法、啓開作業の内容などを取り決めておく。

災害対策基本法（以下、「災対法」という）に基づく措置は、道路管理者が行うこととなっているが、実際の運転者への移動命令伝達や、車両等の移動の多くは、協定又は委託契約により道路管理者が委託している民間事業者（建設業者等）が行うこととなる。

そのため、道路啓開を円滑に行うため、民間事業者（災害協定業者）はあらかじめ道路管理者との協定を締結しておくものとし、以下のような項目を取り決めておくものとする。

- ①参集場所
- ②啓開作業開始の連絡方法（連絡が取れなかった場合の対応）
- ③啓開作業の内容
- ④燃料供給場所
- ⑤資機材の手配
- ⑥車両移動命令及び車両移動措置に際しての留意事項
- ⑦情報伝達
- ⑧パトロールの開始
- ⑨職員不在の場合の対応 等

#### 3-2. 事前行動基準

災害協定業者は、あらかじめ担当区間の地震観測地点を確認しておく。

震度および担当区間の観測地点（住所）については気象庁HPより確認する。

【気象庁HP】 [http://www.jma.go.jp/jp/quake/quake\\_singendo\\_index.html](http://www.jma.go.jp/jp/quake/quake_singendo_index.html)

表3-1 担当区間と地震観測地点

担当区間	地震観測地点

### 3-3.道路パトロール準備

災害協定業者は、あらかじめ、通信機材、緊急措置用の保安材など、巡回・点検時に必要な装備を準備しておく。

道路パトロール中の事故や怪我を防止するための安全装備、被害状況の記録や情報収集のための通信機材、緊急措置用の保安資材など、巡回時の装備を次表に示す。

表3-2巡回時の装備

服装	作業服、ヘルメット、安全靴、安全チョッキ
通信機材	ラジオ、携帯電話（スマートフォンまたはカメラ付き携帯）
記録具	デジタルカメラ、野帳、筆記用具、所定の報告様式【様式-1】
保安材など	テープ、スタッフ、バリケード、カラーコーン、ロープ、注意喚起看板等
その他	懐中電灯、交通誘導灯等

※保安材のバリケード、カラーコーン、注意喚起看板は車両による巡回時の携行品

### 3-4.委託証明書、身分証明書

災害協定業者は、大規模地震が発生したときは、道路管理者の職員が現場に不在であっても、災害協定に基づき道路啓開を行うものとする。なお、道路啓開の作業に従事する者は、協定締結時に発行される「委託証明書」を携帯するものとする。

道路管理者の職員等が現場に不在の場合も想定されるが、道路管理者から委託及び指示されたことを示す「委託証明書」をあらかじめ協定締結時に発行することで、民間事業者（災害協定業者）は単独で対応することが可能となる。【様式-6】

委託証明書、身分証明書の有効期間は、協定または委託契約の期間とする。

### 3-5.作業担当区間と各種拠点

作業担当区間ごとに道路啓開作業を行う災害協定業者が割り振られる。防災拠点や進出拠点、資機材置場について、広域連携調整を担当する拠点事務所の指示を受ける。

これまでの地域ごとの災害協定をもとに、岐阜県道路啓開計画の道路啓開作業の担当区間（エリア）が災害協定業者に割り振られる。災害協定業者等においては、事前に参集場所を確認、周知し、事前行動基準に基づき行動する。道路啓開作業は、広域的な連携を必要とするため、防災拠点や進出拠点、資機材置場などについて、連携・調整を行う拠点事務所（道路管理者）の指示を受けるものとする。

【参考】道路管理者による指示・検討事項

①県庁（道路維持課）

道路啓開の実施にあたっては、広域的な観点から関係機関が情報共有し、連携して取り組む必要がある。そのため、広域的な連携調整を県庁が担う。

②拠点となる事務所

拠点となる事務所は、被災地に近く、通信環境を確保できている事務所から選定する。  
拠点となる事務所は、被災箇所を含む担当区間の災害協定業者に道路啓開の指示をするとともに、現地の定時情報を収集・報告する。

③自動参集場所

自動参集場所は、あらかじめ計画した参集場所への参集を基本とするが、防災拠点や進出拠点等から参集場所への被災状況も考慮し、別途指示する場合がある。

④資機材置場

道路啓開の資材は、必要量を速やかに調達することが重要である。拠点となる事務所（道路管理者）は、地域で最低限必要な資機材の調達を検討する。また、資機材置場は、被災情報に応じて備蓄拠点、事務所駐車場及び道路の高架下などを検討する。

3-6.規制除外車両等の事前届出

災害協定業者が道路啓開作業に必要となる重機・車両は規制除外車両としての手続きを行い、事前に警察より「規制除外車両確認証明書」と「標章」の交付を受ける必要がある。

（1）規制除外車両の事前届出

発災後の手続きの効率化を図るため、規制除外車両に該当し災害活動を計画している場合は、事前届出ができる。事前届出をしている車両は、交付を受けた規制除外車両事前届出済証を提示することにより、優先して交付手続きを受けることができる。

従って、災害協定を締結した後、事前届出が可能な車両（建設用重機・道路啓開作業用車両・建設用重機輸送車両）を特定し、事前届出の手続きを実施する。

なお、指定行政機関等の活動又は指定行政機関との契約、協定等に基づく活動に使用する車両は、緊急通行車両として事前届出も可能である。

＜事前届出の手続き＞

窓口：各警察署

必要書類：車検証、業務内容を説明する書類など

## 4. 震後行動（道路啓開の実施）

### 4-1. 参集

災害協定業者は、担当する地域の震度が6弱以上の場合、くしの歯作戦においてあらかじめ決められた参集場所に自動的に出動し、実施体制を構築し道路管理者と連絡をとり指示を受け緊急点検・巡回（道路パトロール）を実施する。

#### （1）自動参集

道路パトロール等を担当する地域の震度が6弱以上の場合は、道路パトロールを実施するため、あらかじめ決められた参集場所に自動的に参集する。

※自動車以外の移動手段（バイク、自転車等）についても、検討しておく。

※徒歩など参集までに時間がかかる場合は、会社に報告する。

以下について、あらかじめ取り決めておく。（記入しておく）

表4-1 道路パトロール参集場所

参集場所	住所
（代替1）	
（代替2）	

#### （2）人員確認と実施体制の構築

参集後、道路パトロールの実施体制を構築する。必要な人員、役割分担についてはあらかじめ取り決めておく。道路パトロールは1組2人以上の体制とし、ドライバーと調査員で構成する。

※津波浸水域内の道路の場合は、大津波警報、津波警報等の発表状況を確認し、発表されている時は道路パトロールを実施しない。

※人員不足で、割り当てることが出来ない区間がある場合は、1つの組に、複数の区間を割り当てる。

表4-2 道路パトロールに必要な取り決め事項

項目	取り決め事項《道路パトロール》	備考
①必要な人員	最低限必要な人員 （                    /                    ） 必要な作業人員（                    ）名	
②役割分担・当番	指揮者：（                    ） 指揮者代行：（                    ） 情報伝達：（                    ） 情報伝達代行：（                    ） 現場指揮者：（                    ） 現場指揮者代行：（                    ）	※社内の長 ※長の代行者 ※道路管理者との連絡・調整役 ※連絡・調整役の代行者 ※現場作業の指揮者（監督） ※指揮者（監督）の代行者

### (3) 道路管理者との連絡確認

各災害協定業者は、社員の安否確認を行い体制を把握したうえで、道路管理者と連絡を取り、指示を受け、道路パトロールを実施する。道路管理者と連絡が取れない場合においても、被災状況、警報発令等、必要な情報を収集し、協定に従い緊急点検・巡回（道路パトロール）を開始する。広域的な救命・救援ルートの確保を優先しながら、電話・FAX/メール等の連絡の取れる方法で点検・巡回の結果を道路管理者へ報告する。

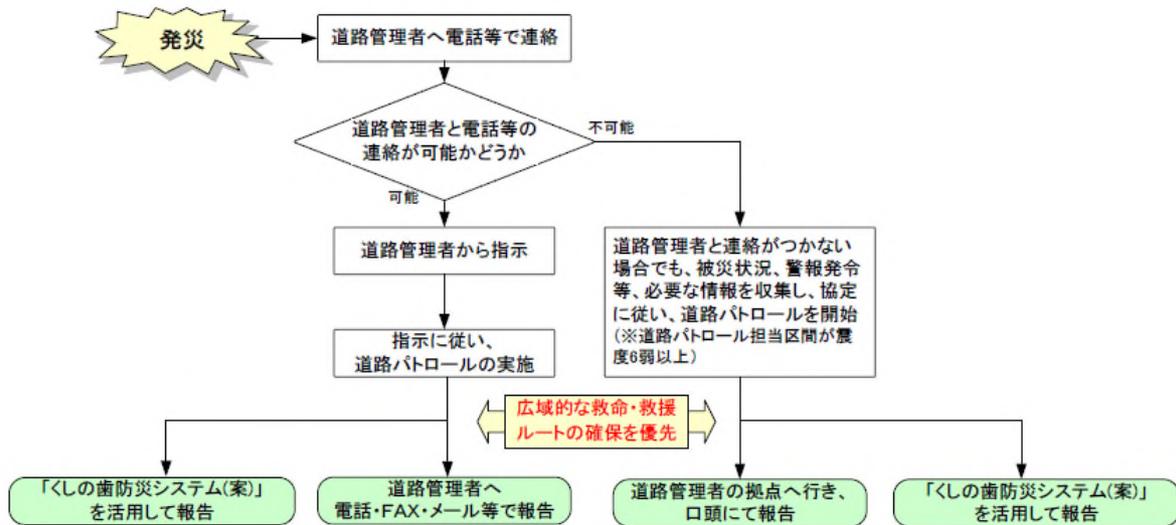


図 4-1 道路管理者との連絡確認

災害発生時のタイムラインを次項に示す。



## 4-2.緊急点検、巡回の実施

災害協定業者は、速やかに担当区間の道路巡回点検を実施し、巡回ルート毎に被災状況や通行可否、確認時間等を「道路巡回報告書」に整理し、道路管理者に報告する。

パトロール中は携帯メール等を活用し、道路管理者等と情報共有を図る。危険が見受けられた箇所は、道路管理者に報告し必要に応じて緊急措置を行う。

### (1) パトロールの開始

道路パトロール実施体制を構築後、道路管理者より指示を受け、速やかに担当区間の道路パトロールを実施する。担当区間に到達できない場合は、その旨を道路管理者に報告する。通行不可の区間がある場合でも、代替経路を使い、迂回して担当区間に向かう。代替経路がない場合は、道路管理者と相談の上、対応を決定する。

#### (連絡方法)

- 電話が通じる場合は、電話を使用する。
  - 電話が通じない場合は、協定に基づき自主的に作業を開始する。
- ※人命救助が必要な場合は、市町、警察、消防に速やかに要救助者の位置と状況・容体を連絡する。人命救助が完了、あるいは人命救助に差し支えない状況と判断した場合は、道路パトロールを再開する。

### (2) パトロールの実施

表4-4道路施設点検項目(案)を基に「道路巡回報告書【様式-1】」を巡回ルート毎に作成し、被災箇所の距離標、地点名(交差点名、橋梁等)、被災の概要、通行可否、確認時間等を整理する。パトロール担当区間において、通行不能箇所を迂回した場合には、迂回路の状況(路面状況、通行可能な幅員等)や、通行可能車両(大型、中型、二輪車等)を調査する。通行不能な場合の位置は、緯度経度もしくは、土地勘の無い人でも分かる地物を確認する。

#### (位置確認・記録方法)

カーナビ・ドライブレコーダー(GPS) / タブレット・スマートフォン(地図アプリ) / トランシーバー(GPS) / カメラ・ビデオカメラ等(GPS) / ハンディGPS / インターネット地図サービス / パソコン用地図ソフト

### (3) 道路被害状況確認のポイント

#### ①位置の確認

- ・スマートフォンによる緯度・経度を確認する。
- ・被災現場近くの距離標を確認する。
- ・被災現場近くの交差点名を確認する。
- ・電柱などにより住所を確認する。

#### ②道路構造被害の確認

- ・くしの歯ルートについて、「緊急車両の通行可否」（1車線の通行帯確保が可能か）に重点をおいて点検する。
- ・道路復旧、応急復旧に向けては下記に留意する。

表4-3構造物被害の確認ポイント

道路・盛土	大きな陥没、大きな亀裂、路体の沈下・流出、路上障害物
斜面・切土	斜面崩壊、落石、路面決壊、湧水
橋梁区間	橋台背面の段差、伸縮装置の目開き・段差・ズレ、高欄の折れ、その他（次項参照）
トンネル区間	壁面や天井の大きなひび割れや亀裂、坑口周辺の崩壊、異常な漏水、線形の異常な変化、地山の状況

表 4-4 道路施設点検項目(案)

対象施設		初動パトロール	規制内容
		点検項目のポイント及び判断基準	
橋梁	全体	落橋	通行止
	橋面	自動車用防護柵・地覆のずれまたは折れ角、蛇行	//
		縦断線形の折れ角	//
		伸縮部の開き・盛り上がり、段差	//
	橋梁側面上部構造	不連続な(折れ)たわみ	//
	橋梁側面下部構造	—	—
	支承部	—	—
落橋防止構造	—	—	
道路(平坦道路)		大きな路面陥没、亀裂、路上障害物	通行止
切土のり面・斜面		大規模斜面崩壊、大きな落石、大きな路面決壊	//
盛土		大きな路面陥没、路体沈下、流出	//
トンネル		坑口周辺の大崩壊、覆工の大規模な崩落	//
その他の道路構造物	共同溝	路面上への突出	//
	堀割道路	擁壁のひびわれ、はらみ出し、躯体の浮き上がり、湧水、大きな路面陥没	//
	擁壁	擁壁のひびわれ、はらみ出し、上部地山のひびわれ、湧水	//
	ロックアップシート	落石、土砂崩落、雪崩の有無、施設本体の破損、傾斜、ひびわれ	//
	横断歩道橋	落橋、橋脚の大破損	//
	カバー地下横断歩道	大きな路面陥没	//
	開削トンネル	大きな崩落、ひびわれ、コンクリート剥離、躯体の浮き上がり、湧水	//
道路	沿道施設	道路上への建築物等の大きな倒壊 道路施設の被害が重大な影響を与えていないか	//
	占用施設	交通機能に大きな影響を与えていないか	//
構造物以外	その他	大規模な浸水、津波の有無、大規模な火災の有無、車両滞留状況	//

③関連事項の確認

道路への影響に重点をおいて点検する。

表 4-5 関連事項の確認ポイント

交通状況	車両の流れと人の動き、信号機、情報板の作動状況、標識類の状況、迂回路の確認
沿道状況	建築物や電柱等の倒壊および火災等の道路への影響、沿道のかげや長大法面など危険地形の観察、占用物件および河川堤防等の状況

#### (4) パトロールの報告

##### ①被災情報の報告

パトロールの結果は随時、携帯メール等で道路管理者に報告、共有する。

#### (5) 道路パトロール中の緊急措置

##### 1) 目的

道路利用者の安全確保のため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や立入禁止措置、迂回措置などを行う。

##### 2) 実施の判断

道路パトロールで危険箇所を確認次第、道路管理者に報告し、緊急措置の実施可否の指示を受ける。なお、被災直後で道路管理者と迅速に連絡出来ない場合は、発見者の判断で緊急措置を行うとともに、その緊急措置の内容を道路管理者に連絡する。

緊急措置を行うため、道路巡回時にはバリケード、カラーコーン、ロープ、テープ、注意喚起看板などをできるだけ携行する。

##### 3) 記録と報告

緊急措置を行った場合には、位置、状況、緊急措置内容について、「くしの歯防災システム（仮称）」を利用して緊急措置状況の写真等とあわせて報告する。



東日本大震災時の緊急措置状況（国道254号）

図4-3 危険箇所の立入禁止措置、迂回措置

#### 4-3.道路啓開における資機材量の確認

災害協定業者は、参集場所に速やかに参集し、重機や車両の動作確認、燃料残量を確認する。また、保管場所にある資機材（リース機を含む）、燃料等について整理し道路管理者に報告を行う。

##### (1) 参集

災害協定業者は、速やかに参集場所に参集する。参集場所に到達することができない場合は、責任者（社内の長）に報告する。参集のための道路に被害がある場合でも、簡易な対応策（土のう・鉄板の設置、がれきの撤去）で解決できる場合は、速やかに実施する。なお、原則として、幅員が広く道路上に余裕がある場合は、路肩あるいは歩道に支障物を寄せて通行のための幅員を確保する。一方で、幅員が狭く道路上に余裕が無い場合は、付近の道路外へ仮置きし、運搬用機材が確保できた段階で、指定の仮置場に搬出する。

容易に解決できない場合（大量のがれき、落橋等）は、責任者（社内の長）に報告の上、対応を決定する。

表4-6道路啓開参集場所

参集場所	住所
(代替1)	
(代替2)	

災害協定業者は、参集場所に速やかに参集し、重機や車両の動作確認、燃料残量を確認する。また、保管場所にある資機材（リース機を含む）、燃料等について整理し道路管理者に報告を行う。

##### (2) 資機材保管場所からの搬出

重機、運搬や道路啓開に使用する車両(トレーラー、ダンプ等)に損傷がないか、目視で確認してから動作を確認する。損傷等により車両が使用できない場合や、保管場所から車両が移動できない場合は、責任者（社内の長）に連絡し、相談の上、対応を決定する。

車両の燃料の残量を燃料計の目盛で確認する(目安：目盛1/4以上)。燃料切れの場合は給油を行う。燃料が準備出来ない場合は、道路管理者に支援を要請する。

##### (3) 資機材量の確認

道路啓開に使用できる資機材の数量を確認し、道路管理者に報告する。【様式-2】

#### 4-4.道路啓開の方針の確認

災害協定業者は、道路管理者から道路啓開の内容（啓開路線、区間）の指示を受け、実施体制を整える。

##### （１）道路啓開の方針の確認

道路管理者からの電話により、指示内容（啓開路線、区間）を確認する。道路管理者と連絡が取れない場合の集合場所について、あらかじめ拠点事務所と設定しておく。

※道路管理者と電話等で連絡が取れない場合は、あらかじめ道路管理者と定めた拠点事務所にて情報収集するとともに、道路啓開の指示を受ける。

表4-7連絡が取れない場合の集合場所

拠点事務所	住所
（代替1）	

##### （２）道路啓開の実施体制の構築

指示された啓開路線、区間と障害物等の状況に応じて、道路啓開の実施体制を構築する。必要な人員、役割分担についてはあらかじめ取り決めておく。十分な実施体制が構築できない場合や、道路啓開に必要な資機材が足りない場合は道路管理者に支援を要請する。

※道路に堆積したがれき等の下に、被災者の存在が想定される場合は、市町、警察、自衛隊、消防と協力して作業を実施する必要がある。（道路管理者を通じて、作業開始前の段階で調整する）

表4-8道路啓開に必要な取り決め事項

項目	取り決め事項《道路啓開》	備考
①必要な人員	最低限必要な人員 （            /            ） 必要な作業人員（ ）名	
②役割分担・当番	指揮者：（            ） 指揮者代行：（            ） 情報伝達：（            ） 情報伝達代行：（            ） 現場指揮者：（            ） 現場指揮者代行：（            ）	※社内の長 ※長の代行者 ※道路管理者との連絡・調整役 ※連絡・調整役の代行者 ※現場作業の指揮者（監督） ※指揮者（監督）の代行者

#### 4-5.人員・資機材の運搬

災害協定業者は、参集場所、資機材置場から道路啓開現場までの経路を確認する。

参集場所、資機材置場、及び道路啓開の現場までの経路を地図等で確認し、速やかに移動する。資機材の保管場所から参集場所、及び道路啓開の現場までの区間で、運搬に使用する車両が通行できる経路を確認する。

※道路啓開を実施するまでの時間を短くするために、一度により多く、資機材を運搬可能な経路とすることが望ましい。

通行不可の区間がある場合は、迂回路を使用し、現場に向かう。迂回路がない場合は、作業優先順位の入れ替えなど、道路管理者と相談の上、対応を決定する。参集場所、及び道路啓開の現場の位置を確認できる資料(迂回路等が分かる地図等)を用意しておく。

#### 4-6.道路啓開の実施

災害協定業者は、がれき等に埋まった負傷者などを傷つけることのないよう被害状況に応じた道路啓開方法(がれき撤去や道路盛土、橋梁段差解消、土砂除去等)により、慎重に道路啓開を推進する。がれき内に人が確認された場合は、啓開作業を中断し、人命救助活動を優先する。作業の記録には、作業日時、時間、場所、作業数量、使用資機材が分かる作業日報を作成するとともに、作業状況、概算作業数量が確認できる作業日報を作成する。【様式-3】

##### (1) がれき、倒壊建物等の撤去

災害協定業者は、道路管理者と合流し道路啓開作業を実施する。道路管理者がやむを得ず同行できない場合は、道路管理者の拠点事務所・出張所等へ報告する。現場の状況を確認した上で、運搬してきた資機材で対応が可能か判断し、対応できない場合は、速やかに道路管理者と相談の上、対応を決定する。

道路上のがれき等を除去後、段差等に、簡易な対策(土のう、鉄板の設置等)を実施し、緊急車両が通行できるようにする。

道路啓開を実施中に、2次災害(斜面崩壊、津波等)に巻き込まれないように、監視員の配置をするなど、注意しながら作業を行う。

津波浸水域での作業は、近場に避難できる場所(付近の山等)を確保しつつ、いつでも避難できる準備をしながら実施する。また、常にラジオ等で大津波警報、津波警報等の発表状況を確認し、警報が発表された場合又は危険と判断される場合は、作業を中止し避難する。

※警報の状況や、海上等の変化(津波の襲来等)を把握する人員を追加することが望ましい。

### 1) がれき、倒壊建物等の撤去の方法

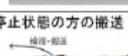
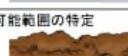
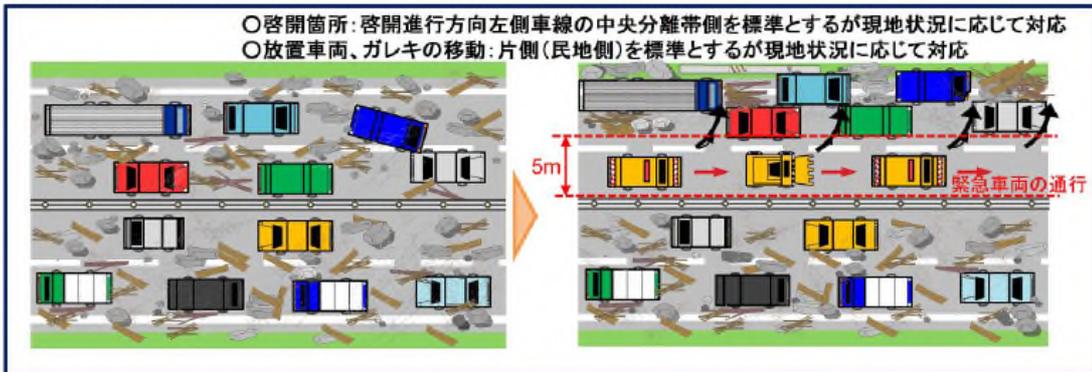
状況模式図	役割			
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	自衛隊
主な役割	パトロール、ガレキ撤去	人命救助・財産物移動	人命救助	人命救助 (災害派遣：警察・消防の 権限の一部行使)
1. 道路パトロール 	①パトロールによる被災状況の確認 ↓ ②要救助者の発見、関係機関への通報	—	—	—
2. 人命救助 	—	④通報を受け、現地への出動	⑤通報を受け、現地への出動 ④ガレキ内の捜索、救助、蘇生活動(協働作業) ⑥病院への救急搬送	③通報を受け、現地への出動
3. 心肺停止状態の方の搬送 	—	—	⑥ガレキ内からの搬出(協働作業) ⑦搬送	—
4. 財産物の移動 	⑧放置車両の移動・撤去 ※災害対策基本法の改正により、道路 管理者が車両を移動できることとな った。	⑨財産物の移動・撤去	—	—
5. 啓開可能範囲の特定 	—	⑩啓開可能範囲(幅10m)のガレ キ内に人、財産物がないことを確 認	—	—
6. ガレキの撤去 	⑪啓開可能範囲10mのうち、中央の5m のガレキを撤去 緊急車両用：幅5m (啓開可能範囲10m特定) 民生用：道路全幅の啓開を目指す。	—	—	—

図 4-8 がれき、倒壊建物等の撤去の方法

#### 【中央分離帯有り】



#### 【中央分離帯無し】

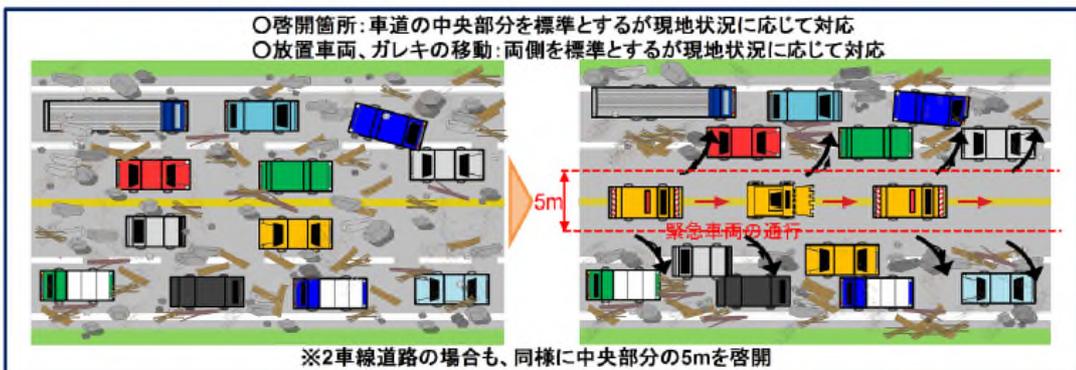


図 4-9 中央分離帯の有無による啓開

## 2) 撤去作業の方法

### ①津波などによりがれき（木材など）で覆われている場合。

道路啓開範囲の5m幅に対し、がれきを横にどける作業を行う。この際、がれき内に負傷者、心肺停止の方などがいないことを確認する必要がある。（啓開可能範囲10mは警察と一緒に確認する。）

啓開範囲はスプレーやコーン、ロープ等でマーキングをする。



<釜石市内における道路啓開>



<気仙沼市内における道路啓開>

—がれき除去の事例—平成 23 年度 東北地方太平洋沖地震

出典:東北地方整備局 震災伝承館

図 4-10 道路啓開事例

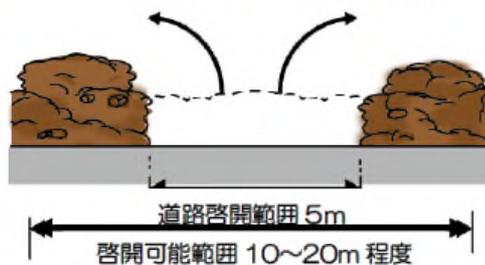


図 4-11 道路啓開イメージ

### ②倒壊建物（ビル、家屋、電柱、照明柱等）で覆われている場合。

路上に堆積した倒壊建物等のがれきはバックホウ等により除去する。また、倒壊の恐れのある電柱、照明柱等もカッターにより切断し、路側や歩道など車両通行に支障のない場所に寄せておく（地下埋設物のマンホールの上は極力避ける）。電気を扱う危険な作業については必要に応じて進める。

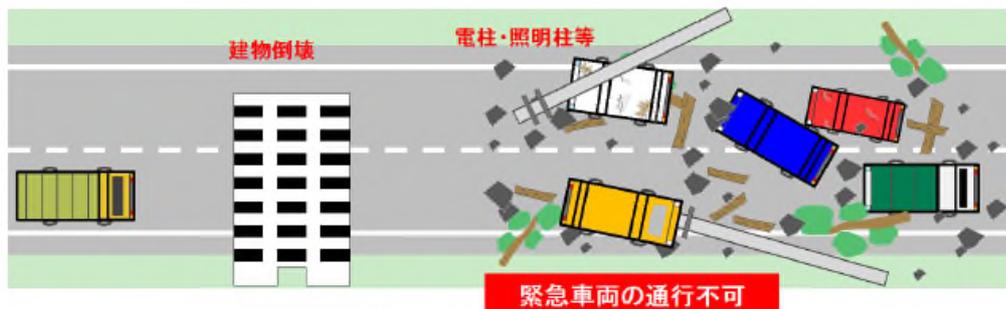


図 4-12 倒壊建物の啓開

倒壊建物の規模が大きい場合などは、ブレーカー、コンクリート破壊機等で取り壊したがれきを道路脇に寄せておくために、ダンプトラック等も必要となる。

### 3) がれき、倒壊建物等の撤去作業上の留意点

#### ①がれき撤去

重機で人を傷つけることのないよう、慎重に撤去を行い、がれき内に人が確認された場合は、啓開作業を中断し、人命救助活動を優先する。（人命救助活動は、警察、消防、自衛隊で行う。）

#### ②建物倒壊

倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡することとするが、緊急時はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。

#### ③電柱倒壊

電柱が倒壊し、路線の閉鎖が確認される場合は、基本的には、電気事業者、電気通信事業者が、ケーブルの撤去および電柱の移動を行う。ただし道路啓開には迅速性が求められることから、業者自らケーブル及び電柱の仮移動を行うことも想定される。この場合、電気事業者、電気通信事業者に対して通電の有無の確認を依頼し、作業の安全を確認するものとする。

※その他ライフライン施設（ガス、水道等）の被害を発見した場合は、道路管理者に被害を報告する。



①道路啓開する車線側の電柱端に吊り用ロープを掛ける



②バックホウにて電柱の片側のみを吊り上げ



③吊り上げていない側を支点に電柱を回転させて1車線確保

図 4-13 バックホウによる倒壊電柱処理の例

#### 4) がれき撤去作業の記録

啓開作業を行う際には、道路啓開の前後の状態を写真等により記録するものとする。その際、移動が必要な財産物が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障を及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。（携帯・スマートフォン等での記録（最低でも啓開前後の様子を写真撮影）も可）



図 4-14 ドライブレコーダーによる記録

#### (2) 道路水没対策

##### ○浸水域における道路盛土の場合

不整地運搬車あるいはダンプトラックにより運搬された大型土嚢をクレーン機能付きバックホウにより据え付けを行う。大型土嚢による止水対策完了後、工事用道路として上部に路盤整備を行い、緊急車両、工事用車両の通行を可能にする。

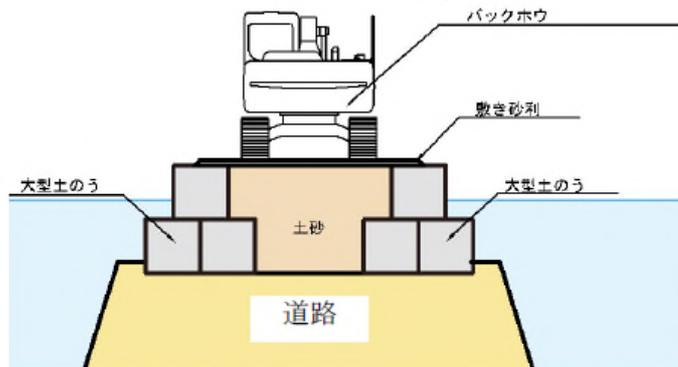


図 4-15 道路盛土による道路啓開イメージ

#### (3) 橋梁段差の解消

##### ○橋梁などの構造物の境界部で地盤沈下などにより段差が生じている場合

段差箇所に土のうを設置して、車両通行を可能とする。土のう積形状は大型SUV車のタイヤ幅が275mm程度であることと、車種によって車軸幅が異なることから余裕を見込んで幅1.0mを標準とする。縦断勾配は勾配18°（段差32cmで延長1m(概ね30%)）を標準とする。

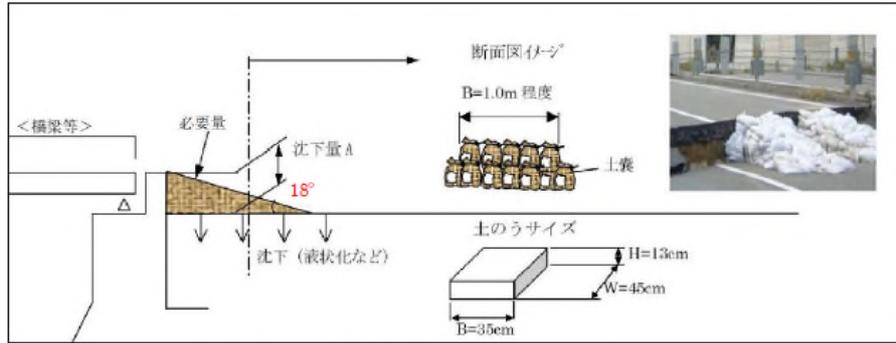


図 4-16 橋梁段差解消による道路啓開イメージ

(4) 土砂の除去

○斜面崩壊などにより土砂で覆われている場合。

道路上に落下し堆積している崩土や落石を除去し、道路機能を確保するとともに、大型土のう等を設置するなど、現有資材で2次災害防止を図る。



土砂崩落状況

復旧状況

図 4-17 土砂除去による道路啓開イメージ

(5) 橋梁の流出・落橋

損傷した橋梁の現位置または近傍上流の迂回路に、土のう、コルゲートパイプ、H型鋼等による工法から選定し、仮復旧を行う。

落橋等、重大な損害が発生した場合は、過去の震災対応事例において仮復旧に6日以上要しているため、応急復旧で対応する被害とし、道路啓開路線からは除外する必要がある。

(6) 液状化

バックホウによる土砂の除去等を行う。地盤の沈下や、地中内のタンク・マンホールや配管の浮き上がりに対応する必要がある。

(7) 路面亀裂・陥没

土砂、土のう、覆工版等により道路段差を解消し、緊急車両等の通行可能幅を確保する。簡易な亀裂・陥没に対しては、土のうと覆工版による仮復旧が望ましい。

#### (8) 盛土崩壊

盛土に関する応急復旧に関しては、応急調査結果に基づき被災度を判定し、復旧工法を選定する。被災の様相により対策が大きくなることが想定される。被害度判定により、具体の工法が異なる。

#### (9) 有価物

当該工作物等の中に有価物等が残存する場合、所有者等の所在が不明である場合には、警察等の立ち会いや協力を求め、できる限り回収するよう努める。

有価物の中でも、貴金属及び金庫等、価値の高いと思われる物件については一時保管し、所有者等が明らかでない場合には警察に連絡し、届け出を行う。

有価物のうち、位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値のある物件については、その回収が容易である場合には一律に廃棄せず、所有者等に引き渡す機会を設けるよう努める。

#### (10) 負傷者

負傷者が発見された場合（外傷等だけで生死の判断ができない場合を含む）には、速やかに道路啓開作業を中断し、消防、市町、警察に連絡し、自衛隊、消防士、警察官、海上保安官等による負傷者の救出救助及び搬送協力を要請する。

#### (11) 遺体

外傷等により明らかに遺体と判断できる場合には、速やかに道路啓開作業を中断し、市町、所轄警察署へ通報する。遺体を迂回して作業が継続できる場合（ご遺体が啓開幅の端で発見された場合等）は引き続き啓開作業を行う。

市町、警察等に連絡が付かず前進の見込みがない場合で、衛生的に移動させることが問題ない場合は、道路端に仮安置し、啓開作業を継続する。遺体の移動を行う場合は感染防止等のため、素手では触らないことが望ましいため、触る必要がある場合は、感染防止用の手袋やマスクを着用する。

遺体が発見された時の時間や状況等をメモに残し、警察や遺体収容施設に搬送する者等に対し、遺体及び所持金品とともに確実に引き継ぐ。

#### (12) 危険物

危険物が発見された場合には、道路啓開作業を中断し、発見者は危険物の内容に応じて、消防等にその保安及び除去を要請する。

#### 4-7. 放置車両の移動

災害協定業者は、災対法に基づく道路区間指定を行った場合、道路管理者の指示のもと、道路啓開作業として（レッカー事業者による）放置車両の移動を行う。車両等の移動の際は、写真やビデオ等に移動の前後を記録するとともに車両等の移動および破損記録票に取りまとめる。【様式-5】

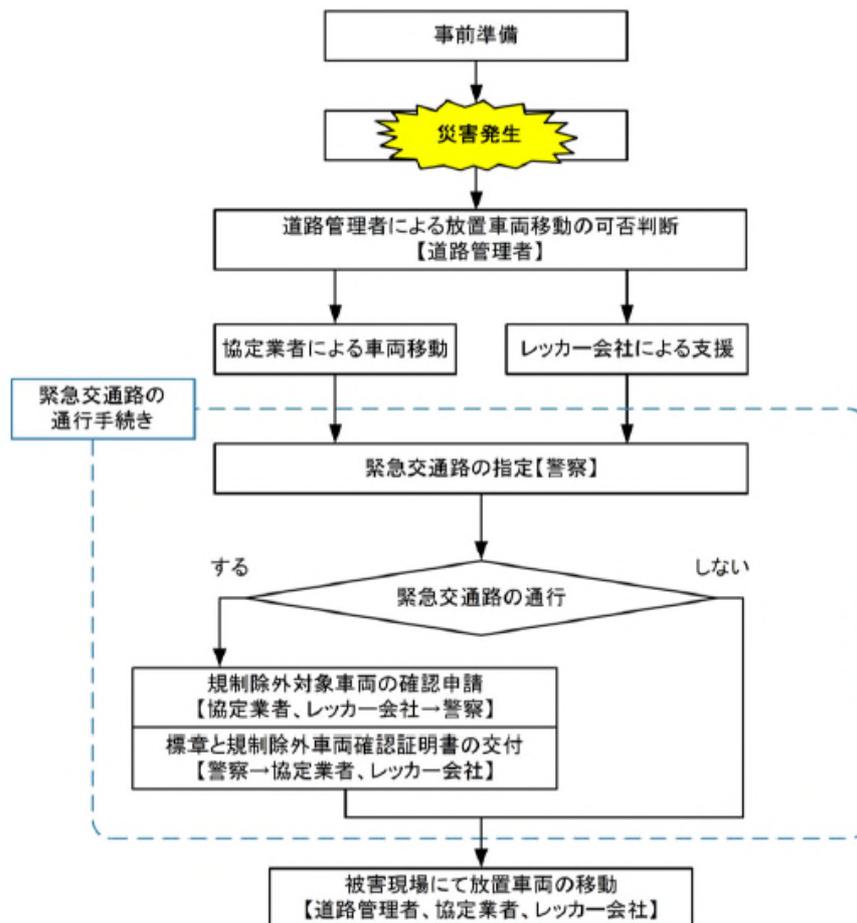


図 4-17 被災現場における放置車両移動の流れ

##### (1) 「指定道路区間」の周知

① 災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、道路管理者は、当該指定区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。

- 道路情報板による情報提供
- 日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供
- 当該指定区間に立て看板を掲出
- ホームページ、記者発表等

なお、必ずしも上記の方法をすべて実施できない場合があるので、あらかじめ情報提供の内容や提示等の周知方法について準備しておく必要がある。

②必ずしも当該指定区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明するものとする。

③立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、移動車両の多い箇所等、適宜設置するものとし、道路啓開作業とあわせて設置するものとする。

④以下に周知方法の例を示す。



図 4-18 立て看板による周知の例

## (2) 車両移動

- ・ゴージャッキによる車両移動は、平坦な道路で移送距離が長くない場合等で行う。ゴージャッキ装着の際には、1組4人以上で行うこととし、リーダーの掛け声に応じて作業を進める。ジャッキアップはエンジンが搭載されている前輪側を先に行うと効率的である。路肩側へ寄せる場合、ゴージャッキの取り外し幅分は残して縁石へ寄せる必要がある。
- ・レッカーによる車両移動が必要な場合は、道路管理者がレッカー事業者に出動を要請する。
- ・牽引による移動時には、近年の乗用車では牽引フックが取付け式となっているため、先に牽引フックを取り出し装着する必要がある。牽引フックの格納場所、取付け箇所および取付け方法は車種により異なる。



図 4-19 フロントへの取付け例〔4輪の事例〕(Volkswagen Golf)

### (3) 車両を移動した際の通知

- ①車両等の移動にあたっては、移動した車両等に移動理由、移動した道路管理者名（連絡先含む）を掲示するものとする。【様式-10】
- ②一定距離以上（原則として50メートル以上）車両等を移動させた場合または道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。掲示する様式の設置例を以下に示す。



図 4-20 通知様式の設置例

- ③車両を移動した際の掲示にあたっては、雨・風・雪等の現地状況から、掲示が困難な状況が想定される。これらに配慮した掲示方法をあらかじめ準備し、現地状況にあわせて対応することが必要である。

### (4) 車両移動時の注意点

#### ①やむを得ない限度の破損

- ・車両等の移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができることとなっており、破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両等を持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される。
- ・「やむを得ない限度での破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。
- ・なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置も必要である。

#### ②車両等の移動時におけるトラブル対応等

- ・車両等の移動方法は、現場の職員および民間事業者が判断するものとするが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、本部等に相談して実施するものとする。

- ・運転者等による不法行為等を認知した場合には、警察に通報するとともに、本部等へ応援等を要請するものとする。

### ③その他留意事項

- ・レッカー車やホイールローダーによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないように行う必要がある。
- ・トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じて、注意して移動を行うものとする。
- ・ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

## (5) 車両移動の記録

### 1) 車両等の移動記録について

道路管理者が自ら車両などを移動する場合には、移動の前後の状態を写真などにより記録するものとする。その際、移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障を及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。

### 2) 車両等の移動記録に関する留意点

道路管理者は、災害対策基本法76条の6第3項前段の規定に基づき車両等を破損しようとするときは、当該車両等の所有者又は運転者などからの照会に速やかに対応するとともに、相当な根拠をもって補償金を算定できるよう、次に掲げる方法で車両等の移動方法、破損状況及び破損後の応急措置状況を記録すること。

#### ①車両等移動記録一覧表の作成

車両等の移動方法、破損状況及び破損後の応急措置状況を車両等移動記録一覧表に記録すること。これは、当該車両等の所有者又は運転者などからの照会に速やかに対応するとともに、下記②ないし③の写真撮影又はビデオ撮影の成果のインデックスとする趣旨である。

#### ②車両等の移動に係る作業の写真撮影又はビデオ撮影

車両等の破損箇所は、当該車両等の移動方法に依存することから、車両等の移動に係る作業を写真撮影又はビデオ撮影すること。これは、道路管理者による車両等の破損の範囲を超えて損失補償請求があった場合に、反証とする趣旨である。また移動に伴う土地の一時使用等についてもこれらの措置を記録すること。

### ③車両等の破損状況及び破損後の応急措置状況の写真撮影

車両等の破損状況及び破損後の応急措置状況写真撮影すること。ただし、車両等の破損が多数に上り、車両等を移動させながら車両等の破損状況及び破損後の応急措置状況写真撮影することが困難なときは、後日、上記②の車両等の移動に係る作業の写真撮影又はビデオ撮影の結果を参考にして、車両等の破損状況及び破損後の応急措置状況写真撮影すること。

### ④車両等の移動及び破損記録の作成

上記①ないし③を基に、後日、車両等の移動方法、破損状況及び破損後の応急措置状況を、車両等の移動及び破損記録票に取りまとめること。【様式-5】

## 4-8.規制除外車両等の届出

### (1) 緊急交通路【公安委員会による指定】

災害発生時に災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、公安委員会により緊急交通路が指定（災対法第76条）され、災害応急対策に従事する車両以外はそこを通行できない。災害協定業者は事前に警察より「規制除外車両確認証明書」と「標章」の交付を受ける必要がある。

公安委員会は、災害発生時に災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路の指定（災対法第76条）等を行うこととなっている。緊急交通路が指定されると、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車のほか、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外は通行できない。

岐阜県公安委員会HP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/kotsu-kankyo/todokede.html>

### (2) 規制除外車両

大規模災害発生時に優先すべき民間事業者の車両は、緊急交通路の規制除外車両として公安委員会が通行を認めるものであり、道路啓開の作業に必要な重機・車両はこの規制除外車両に該当する。

よって、道路啓開作業を行う重機、車両、レッカー車等は、規制除外車両としての手続きを行い、警察より標章、証明書の交付を受ける必要がある。

緊急交通路が指定された場合に同所を通行できる車両	【確認標章の掲示が不要】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車（警察・消防・救急車）</li> <li>・自衛隊車両等（自衛隊、米軍、外交官などの特殊ナンバー車両）</li> </ul>	
	【確認標章の掲示が必要】	<民間事業者の規制除外車両>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通行車両</li> <li>・規制除外車両</li> <li>・規制除外車両（事前届出済）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 医師及び歯科医師、医療機関が使用する車両</li> <li>2) 医薬品、医療機器等の輸送車両</li> <li>3) 患者等搬送用車両</li> <li>4) 建設用重機、道路啓開作業用車両</li> </ul>

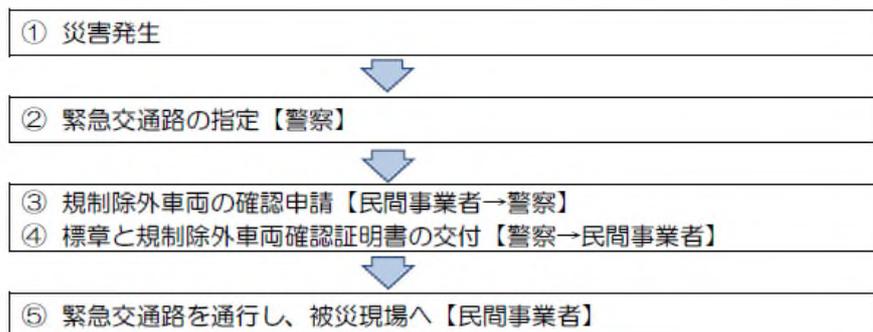


図 4-21 規制除外車両の手続き

### （3）規制除外車両の届出

国土交通省より協定に基づき放置車両の移動要請があり緊急交通路を通行する場合は、県警本部・警察署・交通検問所で規制除外車両の届出申請を行う。対象車両が事前届出をしていない場合、緊急交通路の設定後、最寄の警察署において規制除外車両の確認申請手続きを行い、「規制除外車両確認証明書」と「標章」の交付を受けることができる。ただし、事前届出車両の手続きを優先するので、交付までに時間を要する場合がある。

<発災後の交付手続き>

窓口：本部・警察署・交通検問所

必要書類：車検証、業務内容を説明する書類など

### （4）緊急交通路の確保

段差処理、がれき撤去、車両移動等の作業が終わり、1車線分の道路啓開が完了した後は、一般車両の通行や接続道路からの流入を防ぐため、速やかにカラーコーンやロープを用いて一般車両の交通を制限して緊急交通路を確保する。

## 5. 巻末資料

### 5-1.関係法令

関係法令	巻末資料内の表示
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）	第●条 ○項
災害対策基本法の一部を改正する法律について（施行通知） （H26.11付け）	1.00



## 1. 緊急交通路の指定

### 第二 改正法の趣旨及び主要内容

#### 2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

##### （1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

## 2. 放置車両移動のための手続き

(災害時における車両の移動等)

**第七十六条の六** 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

## 第二 改正法の趣旨及び主な内容

### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### (2) 内容

##### ① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

(略)

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

(略)

#### (1) 「指定道路区間」の指定

- ①区間の指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示して行う。指定後も被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行うものとする。
- ②指定にあたっては、大規模災害の発災直後は被災情報の把握が困難であることから、実際の道路啓開作業の有無に関わらず、想定される被災状況等をもとに幅広く道路区間を指定することも考えられる。
- ③被災地の外から被災地に向かうルートについても、緊急通行車両の通行が困難な場合は、道路区間の指定が可能であるので、迅速な道路啓開実施の観点からこれらのルートについても指定する。
- ④大規模災害時においては、区域による指定も可能である。

## (2) 「指定道路区間」の通知

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

(略)

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

- ①道路管理者が道路区間を指定する場合には、関係する都道府県公安委員会へ通知する。
- ②通知方法については、書面を原則とするが、やむを得ない場合には、口頭でもよい。口頭の場合、事後速やかに書面を送付すること。

## 3. 「指定道路区間」の周知

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ② 指定道路区間の周知について（第2項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

- ①災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、道路管理者は、当該指定区間内の道路

利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。

- 道路情報板による情報提供
- 日本道路交通情報センター(ラジオ等)を利用した情報提供
- 当該指定区間に立て看板を掲出
- ホームページ、記者発表等

なお、必ずしも上記の方法をすべて実施できなくても良いが、あらかじめ情報提供の内容や提示等の周知方法について準備しておく必要がある。

②必ずしも当該指定区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明するものとする。

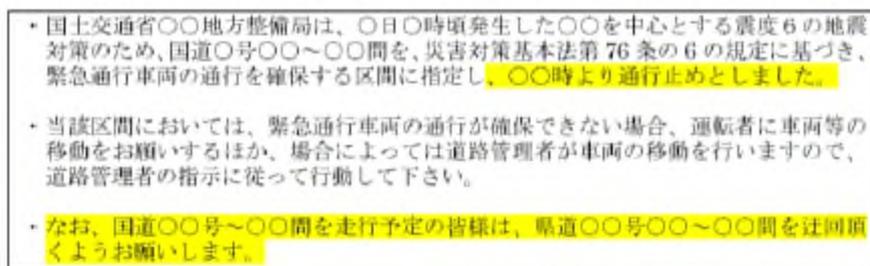
③立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、移動車両の多い箇所等、適宜設置するものとし、道路啓開作業とあわせて設置するものとする。

④以下に周知方法の例を示す。

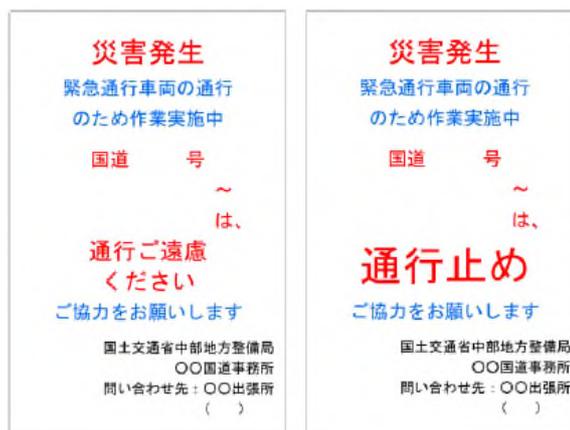
例1：道路情報版による周知



例2：ラジオによる周知



例3：立て看板による周知



例4：記者発表資料（左：指定、右：解除）

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release  
平成27年1月1日  
国土交通省中部地方整備局

**国道25号名原国道通行止め及び災害対策基本法に基づく路線指定について**

国道25号の三重県亀山市関町萩原～三重県伊賀市柘植町を通行止めするとともに、緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

1. 大雪のため、下記の区間を通行止めするとともに、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき指定しました。当該区間においては、道路閉鎖作業を実施し、放置車両や立ち往生車両の移動等を行います。

路線名	区間	通行止め及び指定時間
国道25号	三重県亀山市関町萩原（関IC）～ 三重県伊賀市柘植町（伊賀IC） ※通行止めは、下り線（大阪方面）のみ	1/1 22:00

※参考  
名神高速道路(上下) 東家IC～京奈東IC 通行止め  
新名神高速道路(上下) 亀山JCT～草津JCT 通行止め

2. 配布先  
中部地方整備局記者クラブ

3. 問い合わせ先  
国土交通省中部地方整備局 道路情報センター  
TEL. 052-953-8293

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release  
平成27年1月2日  
国土交通省中部地方整備局

**国道25号名原国道通行止めの解除、並びに災害対策基本法に基づく指定の解除について**

1. 国道25号名原国道(下り線)の通行止めを、1/2 12:10に解除します。  
また、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく指定についても解除します。  
また積雪が収まりましたので、引き続き冬装備にて、通行にはご注意ください。  
その他に積雪による国道の通行止め箇所はありません。

路線名	区間	通行止め時間	状況
国道25号 上り線(名古屋方面)	三重県亀山市関町萩原（関IC） ～三重県伊賀市柘植町（伊賀IC）	1/2	解除済み
国道25号 下り線(大阪方面)	同上	1/1 22:00 ～1/2 12:10	通行止め 解除予定

※災害対策基本法に基づく指定区間: 三重県亀山市関町萩原～三重県伊賀市柘植町

(参考)  
名神高速道路(上下) 東家IC～京奈東IC 通行止め  
名神高速道路(下) 東家JCT～草津JCT 通行止め  
新名神高速道路(上下) 亀山JCT～草津JCT 通行止め  
東名阪自動車道(下) 西日市IC～亀山IC 通行止め

2. 配布先  
中部地方整備局記者クラブ

3. 問い合わせ先  
国土交通省中部地方整備局 道路情報センター  
TEL. 052-953-8293

4. 放置車両の移動作業

(1) 基本事項

- ① 車両等の移動については、「運転者等への移動命令」、「道路管理者自らによる移動」のいずれかにより対応することとなる。
- ② 車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し、対応するものとする。また、道路管理者から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行するものとする。

③現場での車両等の移動は、道路区間を指定した後に実施する。なお、周知と同時に実施することは差し支えない。

## (2) 運転者等への移動命令

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

(略)

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、道路管理者および災害協定業者等は、災対法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとする。

車両等の移動先は、道路外もしくは道路の左端を想定しているが、現場の状況に応じて適宜判断する。

数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。

書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。以下に、発言案、様式の例を示す。

### 例1：車両移動命令を行う際の発言案

- ・ 国土交通省〇〇国道事務所の〇〇です。（〇〇国道事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。）
- ・ この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動して下さい。

## 例2：車両移動命令の文書様式

平成 年 月 日
運転者各位
国土交通省中部地方整備局長
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく移動命令について
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するための道路啓開作業を行う区間に指定しました。 緊急車両の通行のため、速やかに指定区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。
記
指定区間：国道〇号 〇〇地先 ～ 〇〇地先 指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

### (3) 車両移動方法

災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、道路管理者が車両の移動を行うことが可能となった。車両を移動させるには以下の手順によるものとする。

- 3** 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
  - 二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
  - 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

## 第二 改正法の趣旨及び主な内容

### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### (2) 内容

##### ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

(略)

#### 1) 道路管理者が自ら車両等を移動する条件

①道路管理者自らが行う車両等の移動については、法第76条の6第3項では、3つのケースを想定している。

##### i) 車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

- 運転者等は、車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等が考えられる。
- 繰り返し、移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い、移動を行うものとする。
- その際の通知の方法については、書面によることが望ましいが、時間がないときには口頭によるもののみでも差支えない。運転者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う場合の様式はに示す。

##### ii) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

- 運転者等が何らかの事情により、車両等から離れており、運転者等によって車両等の移動ができない場合等が考えられる。
- 運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い、移動を行うものとする。

iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

- 車両等が連担し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合等が考えられる。
- その場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い、移動を行うものとする。

②「速やかに車両等の移動を行わない場合」、すなわち、運転者等が直ちに移動行動に移らない場合は、道路管理者による車両移動が可能である。

③道路管理者には、運転者等を強制排除する権限がない。よって、車両移動の命令に従わないまま降車しない者に対して、繰り返し移動命令を行っても、この者が車両移動しないまま降車しないときは、運転者等の氏名及び身体の保護の観点から、警察へ協力を依頼するものとする（警察法2条1項参照）。

④移動命令の繰り返しは、災害時であることも考慮し2回を基本とする。なお、2回目は“自ら車両移動しないときは、道路管理者が車両移動させるという警告”も加えるものとする。なお、繰り返し発言の記録は必ず残すことが必要である。

## 2) 車両移動時の注意点

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。

(略)

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

#### (4) 放置車両を民地等に移動する場合の土地の一時使用について

- 4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

##### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ④車両等の移動のために必要な土地の一時使用について（第4項）

道路管理者は、①及び③の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、道路管理者は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

#### 5. 車両移動の記録

##### (1) 車両移動記録の方法

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

##### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

(略)

## 6. 車両移動の実施の情報提供

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。）に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

## 7. 補償額算出

(損失補償等)

**第八十二条** 国又は地方公共団体は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 4. 損失補償について（法第82条関係）

##### (1) 趣旨

1 (2) ③及び④の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一時使用など、1 (2) ③及び④の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

##### (2) 内容

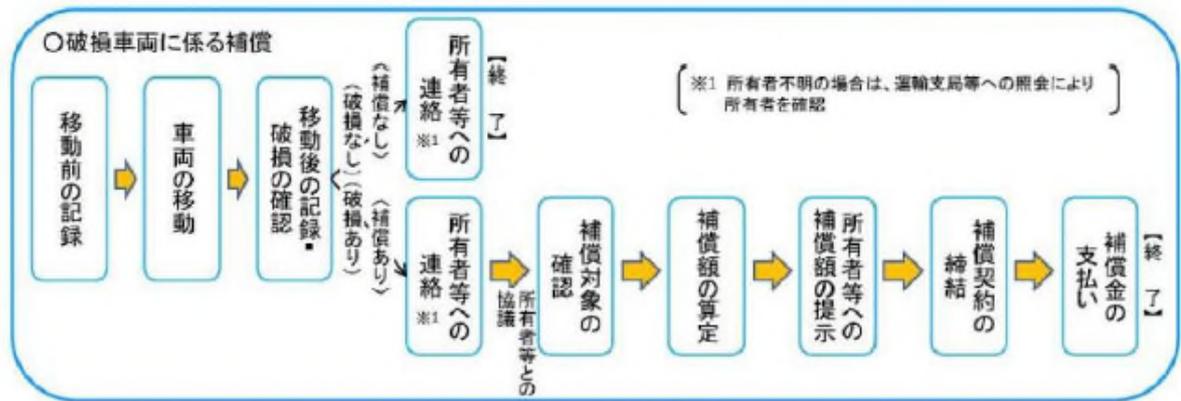
##### ① 国又は地方公共団体の損失補償について（第1項）

1の措置をとった道路の道路管理者である国又は地方公共団体は、1 (2) ③及び④の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

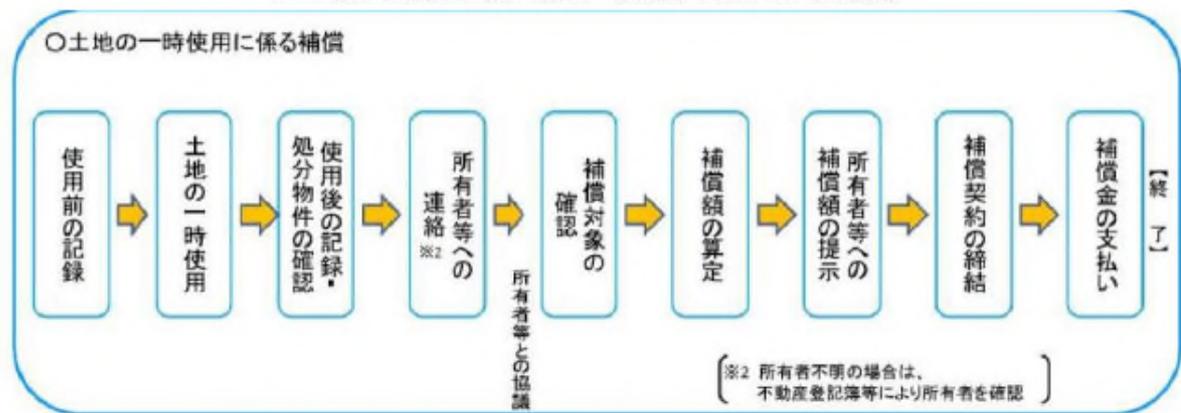
##### ② 機構又は地方道路公社の損失補償について（第2項）

会社管理高速道路又は公社管理道路において機構又は地方道路公社が1 (2) ③及び④の措置をとったことにより通常生ずべき損失については、それぞれ機構又は地方道路公社がその損失を補償しなければならないものとした。

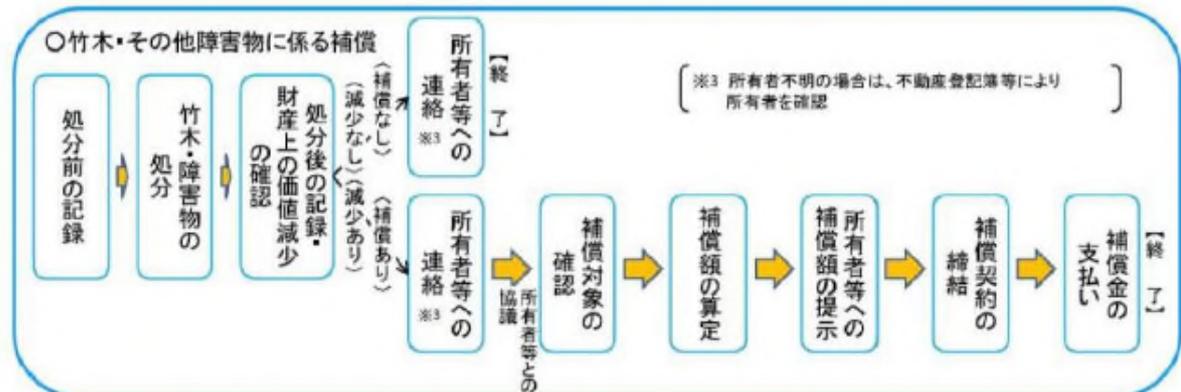
1) 損失補償手続きの流れ



図：損失補償手続の流れ（破損車両に係る補償）



図：損失補償手続の流れ（土地の一時使用に係る補償）



図：損失補償の流れ（竹木・その他障害物の処分に係る補償）

5-2.様式集

様式	内容	作成者
様式-1	道路巡回報告書	協定業者等
様式-2	災害時に使用する建設資材の保有及び手配状況	
様式-3	道路啓開作業の日報	
様式-4	土地利用の一時使用記録票	
様式-5	車両移動に関する記録様式	
様式-6	民間事業者（建設業、レッカー協会等）の委託証明書、 身分証明書	道路管理者 （協定業者は携帯）

【様式－1：道路巡回報告書】（協定会社等で作成）

区間名	RO-O（路線名 一般国道O号）
実施区間	##

会社名	〇〇建設（株）
報告担当者	〇〇課 〇〇
連絡先	（TEL）052-***-**** （メ-ル）***@***.jp

距離標 (kp)	上・下	名 称	被災の概要	通行可否	確認 時刻
〇.〇kp			* * * 道路巡回開始 * * *		14:10
---（記入例）---					
〇.〇kp	上り	〇〇交差点	・車道路面陥没（約1m四方） ・左側1車線通行不能	1/2車線通行可	14:30
〇.〇kp	下り	〇〇橋	・起点側ジョイント段差発生 （10cm未満）	全面通行不可	14:40
〇.〇kp	下り	〇〇駅前	・駅からの帰宅困難者の溢れ出し	2/3車線通行可	15:00
〇.〇kp			* * * 道路巡回終了 * * *		15:00

【様式－２：災害時に使用する建設資材の保有及び手配状況】（協定会社等が作成）

区間名：R〇－〇      会社名：〇〇建設株式会社  
 報告担当者：〇〇課 〇〇 〇〇  
 連絡先（電話・メール）：052-\*\*\*-\*\*\*\* ・ \*\*\*@\*\*\*.jp

災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況を下表へ記入すること。

資機材名称	規格	単位	数量	保管場所		資機材及び 保管場所の 所有者	他協定 との 重複
				名称	住所		
土砂		m3					
砕石	RC-40	m3	20	〇〇資材置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	自社	重複
土のう袋	46*59	袋	1000	A社資材置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	協力会社	単独
常温合材		袋					
敷鉄板		枚					
カラーコーン		個	120	〇〇資材置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	自社	重複
A型バリケード		個	20	〇〇資材置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	自社	重複
B型バリケード		個					
セメント	通 25kg	袋	10	A社資材置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	協力会社	単独
トンパック		袋	100	A社資材置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	協力会社	単独
覆工板		枚	50	××リース置場	名古屋市〇〇区〇〇町〇-〇	××リース会社	重複
建設 機 械							

【様式-3：道路啓開作業の日報】（協定業者等が作成）

作業日報

会社名： \_\_\_\_\_

報告担当者： \_\_\_\_\_

連絡先（電話・メール）： \_\_\_\_\_

作業名：○○○○○○○		ー記載例ー ・がれき等の除去 ・道路水没部の盛土 ・橋梁段差解消 ・路面陥没対策 ・斜面崩落土砂除去・道路盛土																																																								
日時：○○年○月○日		時間：○○：○○～○○：○○（○○h）																																																								
路線名：国道○号線	場所	ー記載例ー ・○○県○○市○○区○○町 ・○○交差点より○○方向 約 ○○m ・北緯○○ 東経○○																																																								
	距離	○○kp																																																								
作業数量 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">作業員</th> <th style="width:15%;">道路啓開延長</th> <th style="width:15%;">道路啓開幅</th> <th style="width:15%;">瓦礫除去平均 高さ</th> <th style="width:15%;">土砂除去の高 さ</th> <th style="width:15%;">盛土高さ</th> <th style="width:15%;">橋梁段差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">人</td> <td style="text-align:center;">m</td> <td style="text-align:center;">m</td> <td style="text-align:center;">m</td> <td style="text-align:center;">m</td> <td style="text-align:center;">m</td> <td style="text-align:center;">橋台 段差 m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">車両移動</th> <th style="width:15%;">電柱撤去</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">台</td> <td style="text-align:center;">本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 資機材 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">土のう</th> <th style="width:10%;">大型土のう</th> <th style="width:10%;">土量 (現地搬入土)</th> <th style="width:10%;">敷鉄板</th> <th style="width:10%;">ガソリン</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">袋</td> <td style="text-align:center;">個</td> <td style="text-align:center;">m<sup>3</sup></td> <td style="text-align:center;">枚</td> <td style="text-align:center;">ℓ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">バックホウ</th> <th style="width:15%;">ホイールロー ダー</th> <th style="width:15%;">ダンプトラッ ク</th> <th style="width:15%;">ブルドーザー</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">台</td> <td style="text-align:center;">台</td> <td style="text-align:center;">台</td> <td style="text-align:center;">台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			作業員	道路啓開延長	道路啓開幅	瓦礫除去平均 高さ	土砂除去の高 さ	盛土高さ	橋梁段差	人	m	m	m	m	m	橋台 段差 m	車両移動	電柱撤去						台	本						土のう	大型土のう	土量 (現地搬入土)	敷鉄板	ガソリン			袋	個	m <sup>3</sup>	枚	ℓ			バックホウ	ホイールロー ダー	ダンプトラッ ク	ブルドーザー				台	台	台	台			
作業員	道路啓開延長	道路啓開幅	瓦礫除去平均 高さ	土砂除去の高 さ	盛土高さ	橋梁段差																																																				
人	m	m	m	m	m	橋台 段差 m																																																				
車両移動	電柱撤去																																																									
台	本																																																									
土のう	大型土のう	土量 (現地搬入土)	敷鉄板	ガソリン																																																						
袋	個	m <sup>3</sup>	枚	ℓ																																																						
バックホウ	ホイールロー ダー	ダンプトラッ ク	ブルドーザー																																																							
台	台	台	台																																																							

状況写真

作業前		メモ
作業中		メモ
作業中		メモ
作業中		メモ
作業後		メモ

【様式-4：土地の一時使用の記録票】（協定業者等が作成）

土地の一時使用記録票	
措置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	
土地所有者（権利者）	
現在の用途	
作業実施者	
連絡先	国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
状況写真	
使 用 前	
使 用 後	
記入者	



【様式-6：民間事業者（建設業、レッカー協会等）の委託証明書、身分証明書】  
 （道路管理者が作成）

<p>■委託証明書</p> <p>発行番号：第〇号</p> <p style="text-align: center;"><b>委 託 証 明 書</b></p> <p>会社名：〇〇〇〇（株） 住 所：〇〇〇〇</p> <p>上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置に関して委託した者であることを証明する。</p> <p>有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>発行日：〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>発行者：国土交通省 中部地方整備局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p>■身分証明書</p> <p>発行番号：第〇号</p> <p style="text-align: center;"><b>身 分 証 明 書</b></p> <p>会社名：〇〇〇〇（株） 住 所：〇〇〇〇</p> <p>上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。</p> <p>有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>発行日：〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>発行者：国土交通省〇〇地方整備局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>
---	--

■委託証明書

※委託証明書の裏面には、災対法 76 条の 6 第 1、3 及び 4 項の条文を記載すると良い。

<p>発行番号：第〇号</p> <p style="text-align: center;"><b>委 託 証 明 書</b></p> <p>会社名：〇〇〇〇（株） 住 所：〇〇〇〇</p> <p>上記の者は、災害対策応急業務における協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置に関して委託した者であることを証明する。</p> <p>有効期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日 発行日：平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>発行者：国土交通省 中部地方整備局長 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span></p>	<p>災害対策基本法第76条の6（抄）</p> <p>① 道路管理者は、（中略）災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく円滑し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、（中略）その管理する道路についてその規制を併定して、当該（中略）車両等の所有者等（中略）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定した道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>② 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない程度において、当該措置に係る車両その他の物件を搬移することができる。</p> <p>一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合 二 道路管理者が、第1項の規定による命令の相手方が関係にないために処理の規定による措置をとることを命ずることができない場合 三 道路管理者が、（中略）車両等の所有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしなかった場合</p> <p>④ 道路管理者は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な施設において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。</p>
--	--